

宿泊税検討に関する説明会

宿泊税の仕組みと今後の進め方等について

令和8年5月

大津市宿泊税検討委員会事務局

目次

1	本市の現状と課題について	・ ・ ・ 2
2	安定財源の候補について	・ ・ ・ 4
3	第4期大津市観光交流基本計画における位置づけ	・ ・ ・ 8
4	附属機関の設置について	・ ・ ・ 9
5	宿泊税の仕組み	・ ・ ・ 10
6	他自治体における事業者向け施策	・ ・ ・ 15
7	宿泊税導入までのスケジュール	・ ・ ・ 17
8	法定外目的税について	・ ・ ・ 18
9	他自治体における宿泊税の状況	・ ・ ・ 20

1 本市の現状と課題について

(1) 人口減少が地域経済に与える影響

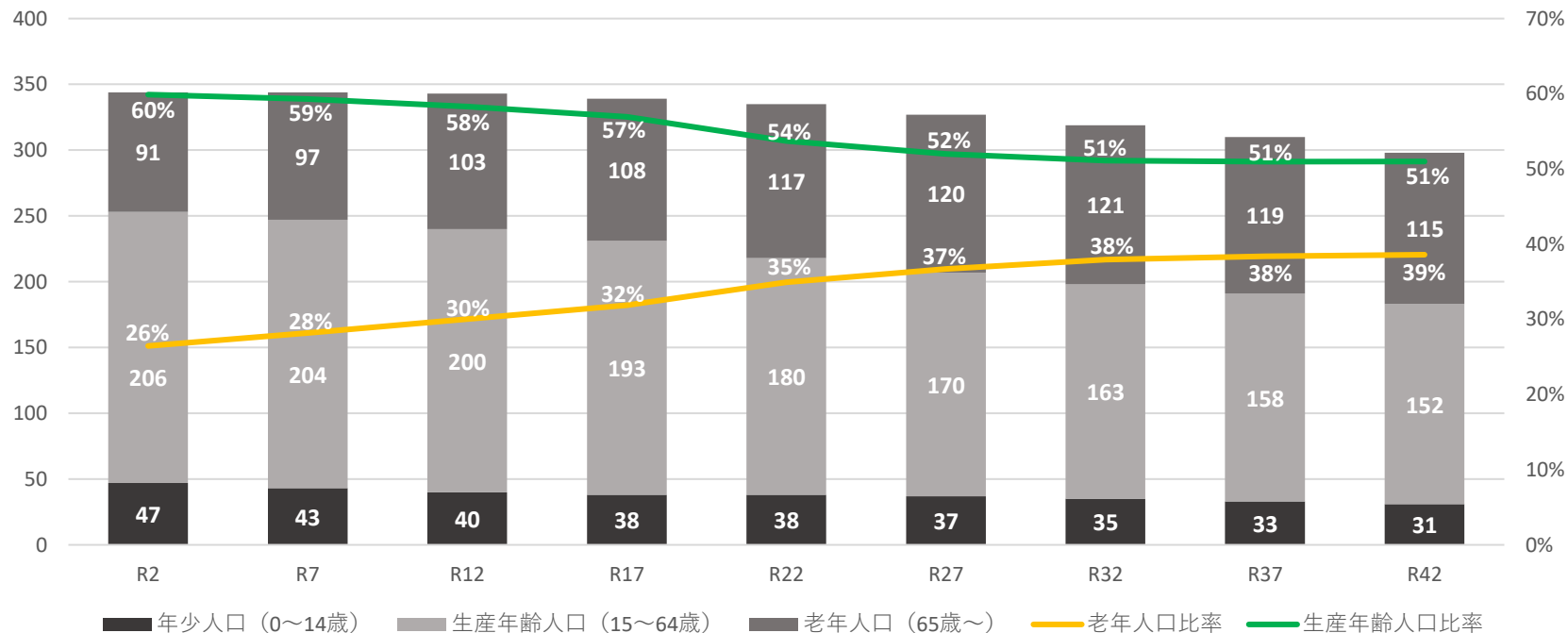
■10年後には年間約55.6億円規模の消費が減少する見込み

- 本市の人口は令和7年：約34.4万人→令和17年：約34.0万人と10年間で約4,000人（約1.2%）の減少が予想されている。
- 日本人1人当たりの年間消費量は約139万円（観光庁「観光政策概要」より）であり、定住人口が1人減ると消費額は139万円の減少。
- 今後10年で消費額に換算すると約55.6億円/年の規模で地域消費が減少する計算となる。

■人口減少と少子高齢化による地域経済力の低下

- 今後、国と同様に人口減少と高齢化が加速し、本市の生産年齢人口比率は令和7年：59%→令和37年：51%に減少する。生産年齢人口の減少によって家計支出等も減少するため、地域経済力の低下が強く懸念される。

【大津市の将来展望人口（千人）】



(2) 観光目的財源の必要性

- 観光地として「えられる大津、誇れる大津」となり、観光客の満足度向上を目指すためには、観光地における魅力向上や受入環境の充実を一層推進していくことが求められる。
- 観光施設やインフラの維持・更新に加え、新たな観光コンテンツの創出や情報発信の強化などに取り組む必要があり、継続的かつ安定的な財源の確保が重要となる。
- また、人口減少により地域消費の減少と地域経済力の低下が課題となる中、観光消費による地域経済の活性化と持続可能な観光まちづくりを進める必要がある。
- 一方で、本市の財政状況においては、社会保障関係経費の増加等により財政の硬直化が進んでおり、今後の観光分野における新たな施策展開に充てる財源の確保が課題である。
- このため、観光振興を支える新たな財源を確保していくことが必要となる。

[参考] 【観光費と義務的経費の推移】

(百万円)

年度	観光費	義務的経費※
H27	429	62,695
H28	616	64,668
H29	503	65,694
H30	482	70,377
R1	443	66,439
R2	425	69,801
R3	413	79,209
R4	439	77,506
R5	639	77,859
R6	681	85,839

義務的経費はH27～R6の
10年間で
231億円増加している。

増加分は、観光費
(年平均約5億円) の
46倍 (=46年分) に相当。

- 観光費には、以下のような経費が含まれる
(参考) R6年度
 - 観光プロモーション、誘客施策 213,891千円
 - 観光・温泉施設の維持管理、補修 128,833千円
 - 観光案内機能の充実 35,757千円
 - MICE・インバウンド誘致 38,395千円
 - その他(補助金等) 263,939千円
- 観光振興にあたっては、上記観光費とは別に、文化財の保存・活用や公共交通の維持など、来訪者の満足度や利便性の向上、地域の魅力向上につながる取組にも幅広く経費を要している。

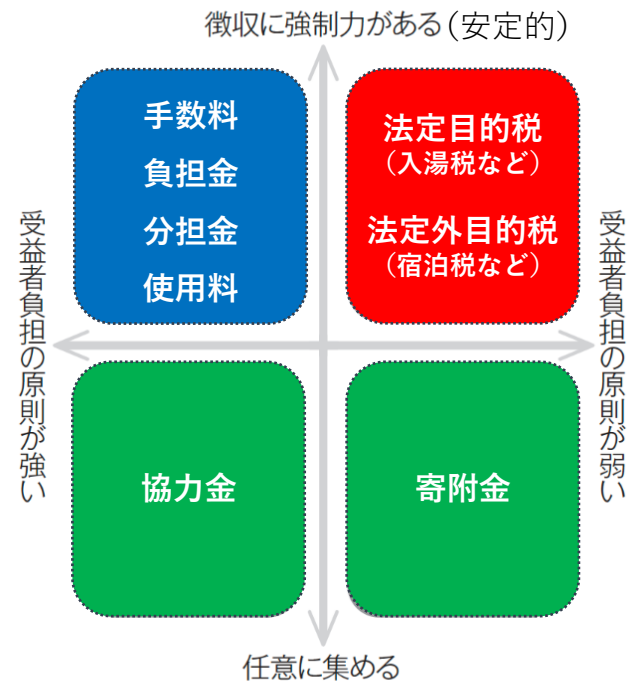
※義務的経費とは・・・地方公共団体の歳出のうち、法律や条例で支出が義務付けられている経費。具体的には人件費、扶助費、公債費が該当し、これらの経費は他の経費と比べて削減が難しい固定的な支出。

2 安定財源の候補について

(1) 観光財源として考えられる手法の整理

種類	内容		事例
手数料	特定の者が提供する役務に対し、対価として徴収するもの		<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理手数料 住民票発行手数料
負担金 分担金	地方公共団体が行う特定の事業に必要な経費に充てるため、特に利益を受ける者から、受益の限度の範囲で徴収するもの		<ul style="list-style-type: none"> 重要文化的景観整備事業 分担金
使用料	行政財産の使用や公の施設の利用の際に徴収するもの		<ul style="list-style-type: none"> 観光施設入場料 温泉使用料
協力金 寄附金	事業の必要経費に充てるため、相当の給付を行うことなく金銭その他財産の給付を受けるもの		<ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税 クラウドファンディング
地方税 (目的税)	法定 目的税	地方税法上、地方公共団体が「課するもの」と規定されている税	<ul style="list-style-type: none"> 入湯税 事業所税 都市計画税 (課することができる)
	法定外 目的税	条例で定めて新設可 新設には総務大臣の同意が必要	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊税 乗鞍環境保全税

日本で利用できる観光振興のための財源獲得手法



注：協力金と寄附金に関しては厳密な区別なく使われることが多いが協力金の場合は受益者負担の原則という考え方の用途を明確にする傾向が高いため、図のような整理を行った

手数料・負担金・分担金・使用料に関しては、役務や使用の対価であったりなど、受益者負担の原則が強い。
協力金・寄附金については徴収の強制力が無く、安定性に欠ける。⇒地方税に絞って検討すべき。

(2) 地方税における選択肢の比較

地方税(目的税)の中で、下記のような候補が考えられる。

種類	税目(事例)	内容	
法定 目的税	入湯税	温泉利用時に支払う税。すでに大津市で徴収している。 <u>観光の振興</u> などに要する費用に充てることとされる。	すでに導入しているため、 税率引き上げの検討となる。
	事業所税、 都市計画税など	すでに大津市で徴収し、都市インフラの整備など、観光以外の目的で活用されている。	観光以外の目的が定められて おり、検討できない。
法定外 目的税	宿泊税	宿泊した際に支払う税。 39の自治体で導入済み、16の自治体で導入予定。 (R8.4.1現在 総務省公表資料)	多くの自治体で導入されており、 検討する必要がある。
	宮島訪問税(廿日市市) 環境協力税(沖縄県伊是名村他2村) 富士山保全協力金(山梨県/静岡県)	特定のエリアに進入した際に支払う税。 特定エリアの環境美化や観光客受入に活用されている。 島や山など進入経路が限られ、かつエリア内の居住者との 区別がつけられることが必要になる。	市全域の進入管理は困難。 また特定エリアに絞る場合、受 益者負担の観点から、用途が限 定され、観光振興広汎に活用す ることは難しい。
	乗鞍環境保全税(岐阜県) 歴史と文化の環境税(太宰府市)	特定の駐車場利用者に対してかかる税。 特定エリアの環境美化のために活用されている。 大規模な観光施設と駐車場が共にある場合に成立するが、 受益者が限定される使用料に近い側面がある。	
	その他 遊漁税(富士河口湖町) 別荘等所有税(熱海市)	地域の特性に合わせた新しい税。	本市の特性に合わせた税を 引き続き考える必要があるが、 次頁のとおり、観光か日常生活 利用かの判断が難しいものが多い。

(3) 課税対象となり得る観光行動

下記のとおり、観光行動別に、法定外目的税の課税対象となり得るかを検討する必要がある。

観光行動	課税対象者の把握
交通機関利用 (鉄道/バス/タクシー等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課税対象となる行動が行政区域内で完結しないため、賦課が困難 ・ 特に駐車場に関しては、市内の駐車場（公共/民間、有料/無料）の把握が困難 ・ 観光利用か日常生活利用かの区別が不明確
駐車場利用	
観光施設利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「観光施設」を定義することが現実的でなく、課税客体の把握が困難 ・ 「飲食店」については数が多く、課税客体の把握が困難 ・ 観光利用か日常生活利用かの区別が不明確
飲食	
お土産購入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「お土産」「体験」を定義することが現実的でなく、課税客体の把握が困難 ・ 観光利用か日常生活利用かの区別が不明確
体験	
宿泊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定義が明確で、範囲が確定できる。 ・ 他の行動に比べて、日常生活での利用が少ない
温泉入浴	

宿泊・温泉入浴以外については、観光目的と日常生活利用との区別が不明確、または定義することが現実的でないことから、課税の公平性の観点から賦課が困難であり、観光振興のための安定財源としては検討が難しい面がある。

一方で、宿泊と温泉入浴に関しては、定義が明確であり、他の行動に比べて日常生活利用も少なく、観光振興のための安定財源として検討し得る。

(4) 入湯税と宿泊税の比較

入湯税の引き上げと宿泊税導入の比較については、下記のとおりである。

項目	入湯税の引き上げ (イメージ)	宿泊税の導入 (イメージ)
税制	法定目的税 (地方税法)	法定外目的税 (例：●●市宿泊税条例)
目的	国が定めている：環境衛生施設、鉱泉源保護管理施設、消防施設の整備あるいは観光の振興	市が定める：(例) 市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進し、持続的な観光振興を図るなど
課税対象者	温泉入浴施設19件の利用者 (現状)	宿泊施設277件(旅館・ホテル90件、簡易宿泊所101件、民泊86件)の宿泊者 (R8.2.28現在)
財源の規模	■現状 税率：宿泊150円、日帰り50円/人 令和6年度8,478万円の歳入	■想定 (イメージ) 例えば、税率200円/泊(他自治体と同水準)の場合、令和6年度実績1,125千人泊で約2億2,500万円の歳入
その他	大津市市税条例の入湯税の税率を改正することで実現が可能。(総務省の同意は不要)	宿泊税の条例を新設し、総務省の同意を得る必要がある。

観光振興のための安定財源として、課税客体が明確であり、課税対象者が出来るだけ広範囲にわたり、かつ観光費に対して一定の財源規模が想定される「宿泊税」が第一候補として考えられる。

3 第4期大津市観光交流基本計画における位置づけ

安定財源の確保の必要性

- ・本市の財政の硬直化、他自治体での「法定外目的税」の導入の動き
- ・本市も他の自治体と同様に、**法定外目的税である「宿泊税」導入の検討が必要**
- ・宿泊税以外の観光の安定財源についても、調査研究を継続

【目指す姿】～えらばれる大津、誇れる大津～

「大津ならではの魅力」が広く認知されており、大津に魅力を感じる来訪者が増え、多くのMICEが開催されるなど、市内での観光消費が増加している。さらに、来訪者に大津の魅力が伝わる様を目にすることで、市民が大津に誇りを感じる状態を目指す。

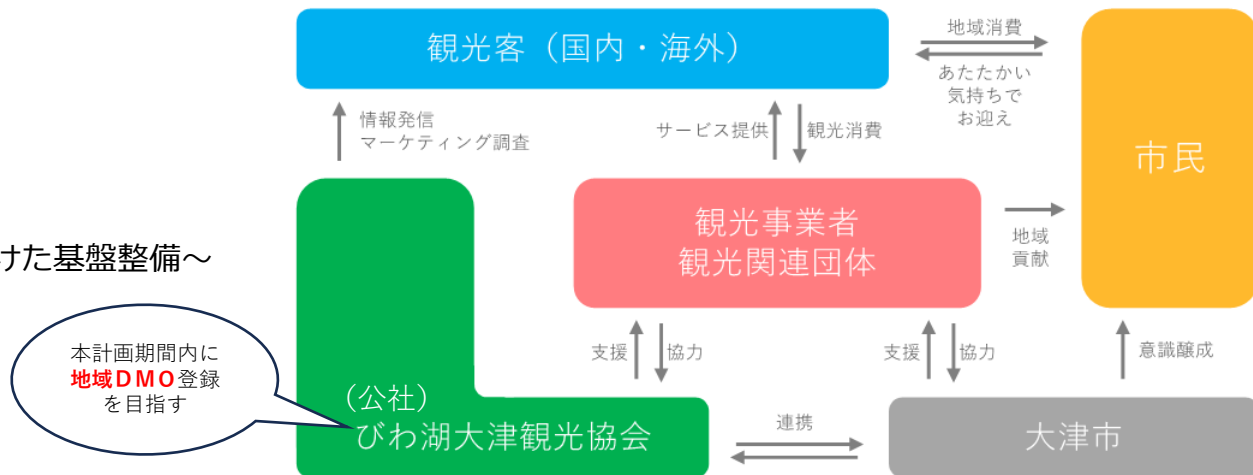
【最終的に実現したい姿】～えらばれ続ける大津、紹介したい大津～

観光やMICE以外の目的でも来訪される方が増え、大津のファンを創出し、「魅力的な目的地」として評価され、選ばれ続けている状態となっている。市民も大津に愛着を持ち、大津の魅力を市外に向けて積極的に発信している。地域経済が活性化し、まちに持続的にぎわいが生まれている。

基本方針

- 1 「つくる」
～観光地としての魅力向上～
- 2 「届ける」
～観光地としての魅力発信～
- 3 「続ける」
～持続可能な観光まちづくりに向けた基盤整備～
- 4 「広げる」
～更なるMICEの誘致～

計画推進体制



4 附属機関の設置について

附属機関（大津市宿泊税検討委員会）を設置



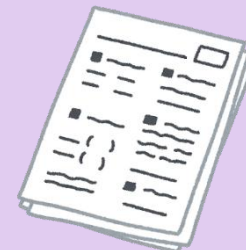
附属機関とは・・・

外部委員（専門的知見を有する大学教授や観光事業者など）などで構成され審議、協議した結果を取りまとめ、その結果を市の執行機関に対して報告（答申、提言等）する機関のことです。

説明会やアンケートを実施

宿泊税の制度や検討の内容について、広く宿泊事業者様にご説明し、制度に関するご意見やご提案をお伺いします。

いただいたご意見を踏まえ、必要性の検討や制度案の検討を実施します。



5 宿泊税の仕組み

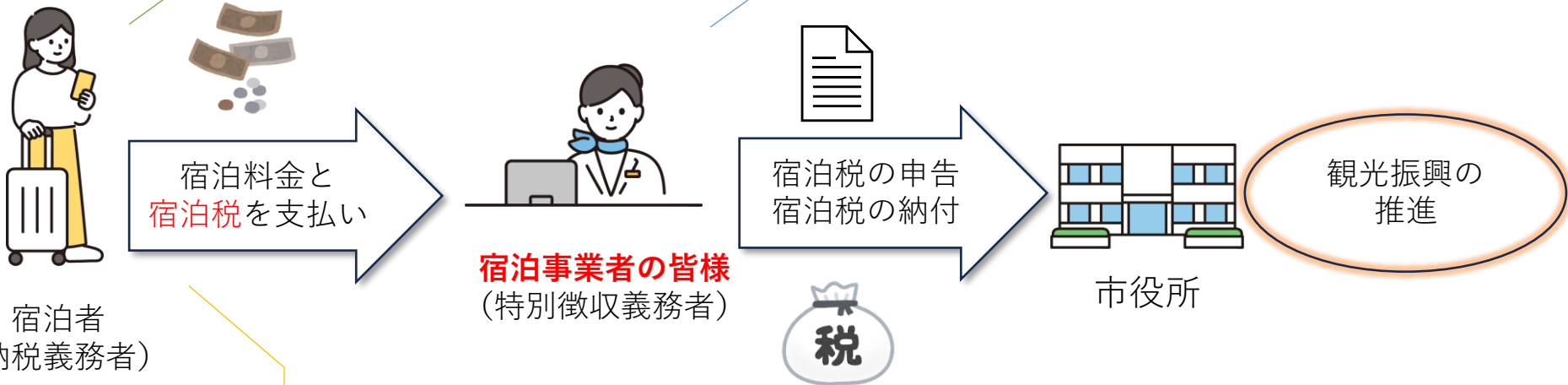
～宿泊税とは？～

Q：誰が宿泊税を負担するの？

A：宿泊施設へ**宿泊される方**です。

Q：市へどうやって納付するの？

A：**宿泊事業者の皆様**に、預かった宿泊税を宿泊者に代わって市に申告・納付していただきます。（※）



Q：すべての人が対象？

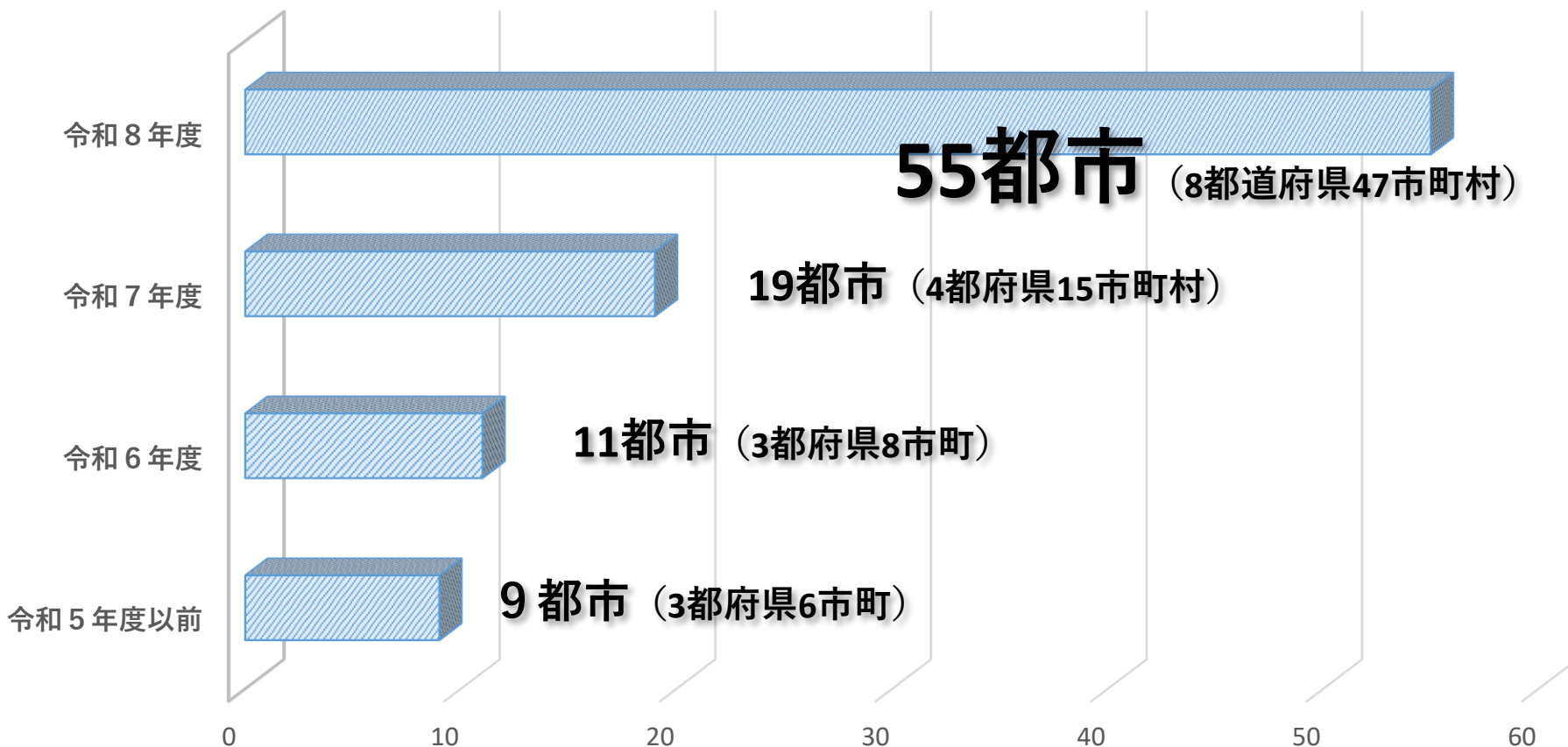
A：自治体によっては、宿泊料金が一定金額未満の場合（**免税点**）や、
修学旅行生・小学生以下が宿泊する場合（**課税免除**）は対象外としている場合があります。

（※）この一連の流れを「**特別徴収**」といいます。

5 宿泊税の仕組み

～宿泊税を実施している自治体件数～

宿泊税実施（予定）自治体件数



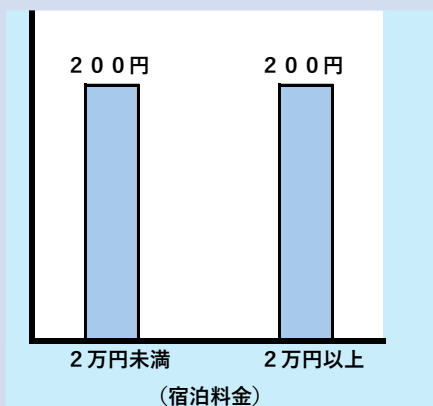
5 宿泊税の仕組み

～宿泊税の税額について～

定額制

宿泊料金に関係なく、
同じ金額の税額となる方式

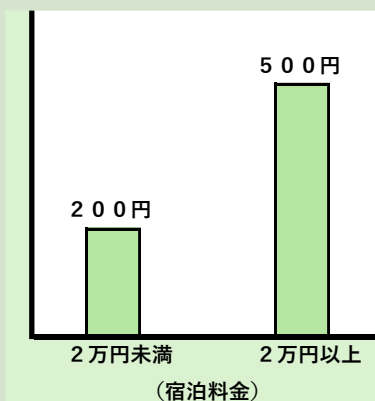
(例：弘前市)
(一律1泊200円)



段階的定額制

宿泊料金の金額に応じて
税額が変わる方式

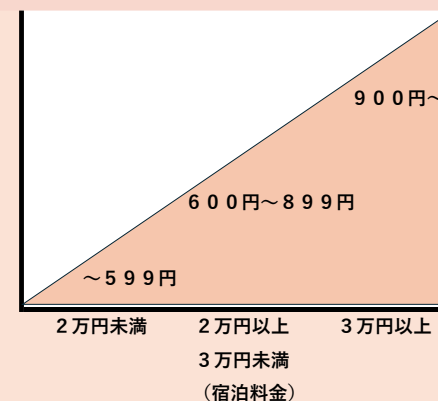
(例：金沢市)
2万円未満:1泊200円
2万円以上:1泊500円



定率制

宿泊料金に一定の割合を
かけて税額を計算する方式

(例：倶知安町)
(宿泊料金の3%)



5 宿泊税の仕組み

～宿泊税の税額について～

税額ケース	定額制	段階的定額制	定率制								
<p>【税額ケース①】 ツインルーム (素泊まり) 2名利用 45,500円 (税抜) (1人当たり 22,750円)</p>	<p>①2名 × 200円 = <u>400円</u> (税率換算/0.87%)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊料金</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5千円未満</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>5千円以上 2万円未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>2万円以上</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>①2名 × <u>500円</u> = <u>1,000円</u> (税率換算/2.2%)</p>	宿泊料金	税率	5千円未満	免除	5千円以上 2万円未満	200円	2万円以上	500円	<p>①22,750円 → 22,700円 (100円未満切捨)</p> <p>②22,700円 × 3.0% = 681円/人</p> <p>③2名 × 681円 = <u>1,362円</u> (税率換算/3.0%)</p>
宿泊料金	税率										
5千円未満	免除										
5千円以上 2万円未満	200円										
2万円以上	500円										
<p>【税額ケース②】 シングルルーム (素泊まり) 1名利用 6,000円 (税抜) (1人当たり、 6,000円)</p>	<p>①1名 × 200円 = <u>200円</u> (税率換算/3.3%)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊料金</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5千円未満</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>5千円以上 2万円未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>2万円以上</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>①1名 × <u>200円</u> = <u>200円</u> (税率換算/3.3%)</p>	宿泊料金	税率	5千円未満	免除	5千円以上 2万円未満	200円	2万円以上	500円	<p>①6,000円 × 3.0% = <u>180円</u> (税率換算/3.0%)</p>
宿泊料金	税率										
5千円未満	免除										
5千円以上 2万円未満	200円										
2万円以上	500円										

5 宿泊税の仕組み

～宿泊税の税額について～

対象	定額制	段階的定額制	定率制
観光客へのご負担	低価格帯の宿泊者ほど負担感が高い。	<ul style="list-style-type: none"> 一定の応能負担（高価格帯の宿泊者にはより多く負担）となり比較的公平性が担保できるが、税率が変わる境界の料金で不公平感が生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊料金に応じた公平な負担となる。
宿泊事業者へのご負担	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊者への説明が簡単である。 事務計算が簡単である。 	<ul style="list-style-type: none"> 税率が複数となり、宿泊者への説明が複雑になる。 プラン料金から課税対象額（素泊まり料金）を算出する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 税率は一定であることから宿泊者への説明は比較的簡単になる。 プラン料金から課税対象額（素泊まり料金）を算出する必要がある。
制度への影響	<ul style="list-style-type: none"> 物価上昇に合わせて、制度変更が生じる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 物価上昇に合わせて、制度変更が生じる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 物価上昇に合わせた制度の変更が生じにくい。

6 他自治体における事業者向け施策

～先行自治体における特別徴収義務者取扱事務交付金の状況～

特別徴収義務者取扱事務交付金

宿泊税に係る事務負担への考慮や、特別徴収制度の円滑な運営を図ることなどを目的として、特別徴収義務者に交付するもの

自治体名	特別徴収義務者取扱事務交付金	
	交付率	上限
二セコ町	5.0%	なし
京都市	3.0%	なし
福岡県・福岡市・北九州市	2.5%	200万円
東京都	2.5%	100万円
金沢市・長崎市	2.5%	50万円
大阪府・常滑市・熱海市・倶知安町	2.5%	なし

※交付率は基本となる率を記載しており、自治体によっては条件に応じて異なる率が設定されている場合があります。

6 他自治体における事業者向け施策

～中核市における宿泊税システム整備費等補助金の状況～

宿泊税システム整備費等補助金

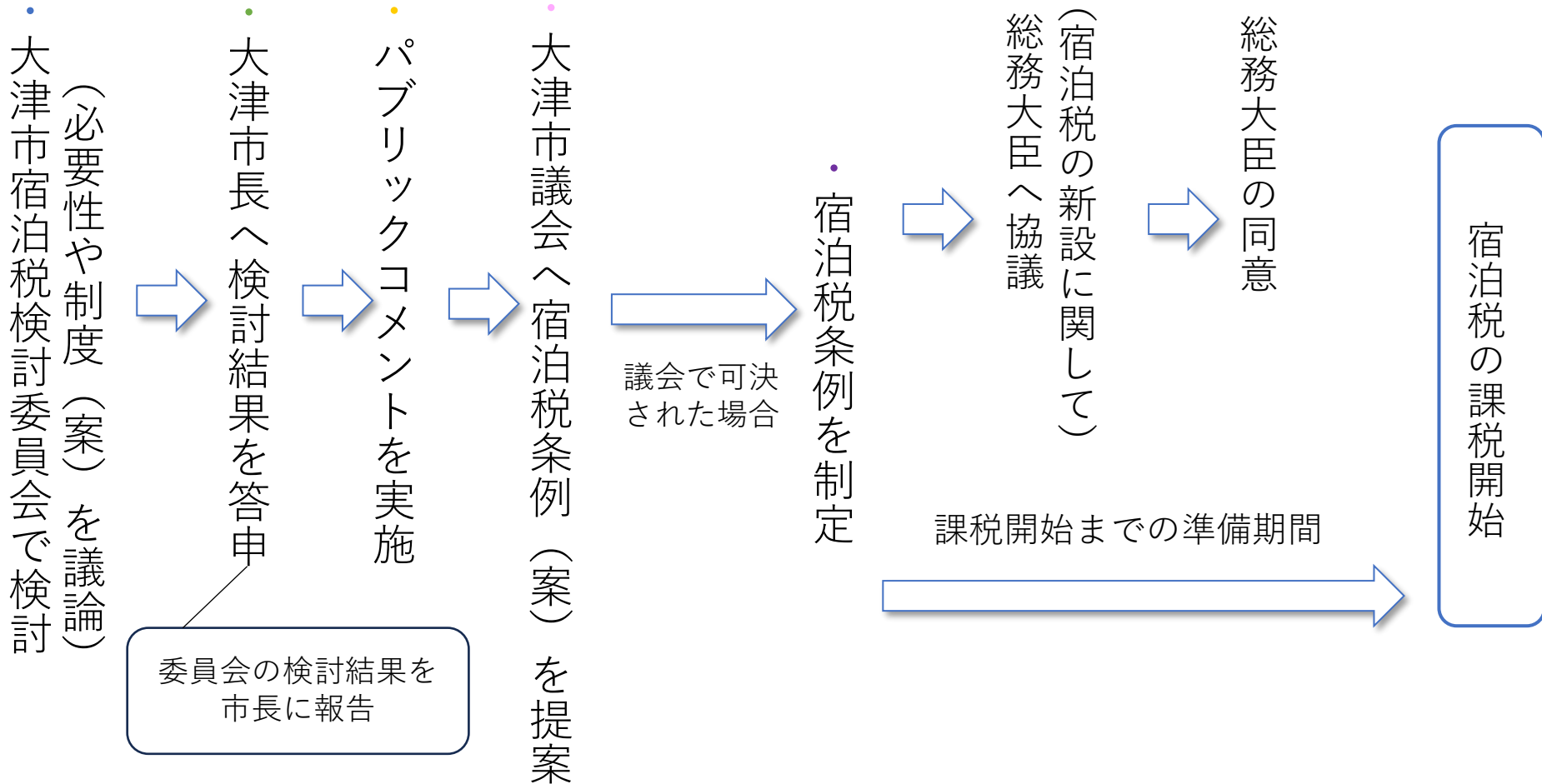
宿泊税導入に伴う事務負担の軽減を図るため、宿泊税の課税開始日までに、既存のレジシステムの改修等に要する経費に対して補助するもの

宿泊税システム整備費等補助金(中核市一覧)

自治体名	宿泊税システム整備費等補助金	
	補助率	上限額
金沢市	-	-
長崎市	1/2	50万円
函館市	1/2	50万円
旭川市		※北海道でもシステム整備費補助の実施有(併用可) 補助率:1/2 限度額:50万円
松江市	1/2	50万円 ※ハード・ソフトウェア購入のみの場合は25万円
松本市	10/10	市長が定める額 ※情報端末及び周辺機器の更新に係る経費の場合は、 補助率:2/3 限度額:30万円
岐阜市	-	-
宮崎市	2/3	50万円
盛岡市	10/10	50万円

7 宿泊税導入までのスケジュール

(先行自治体を参考)



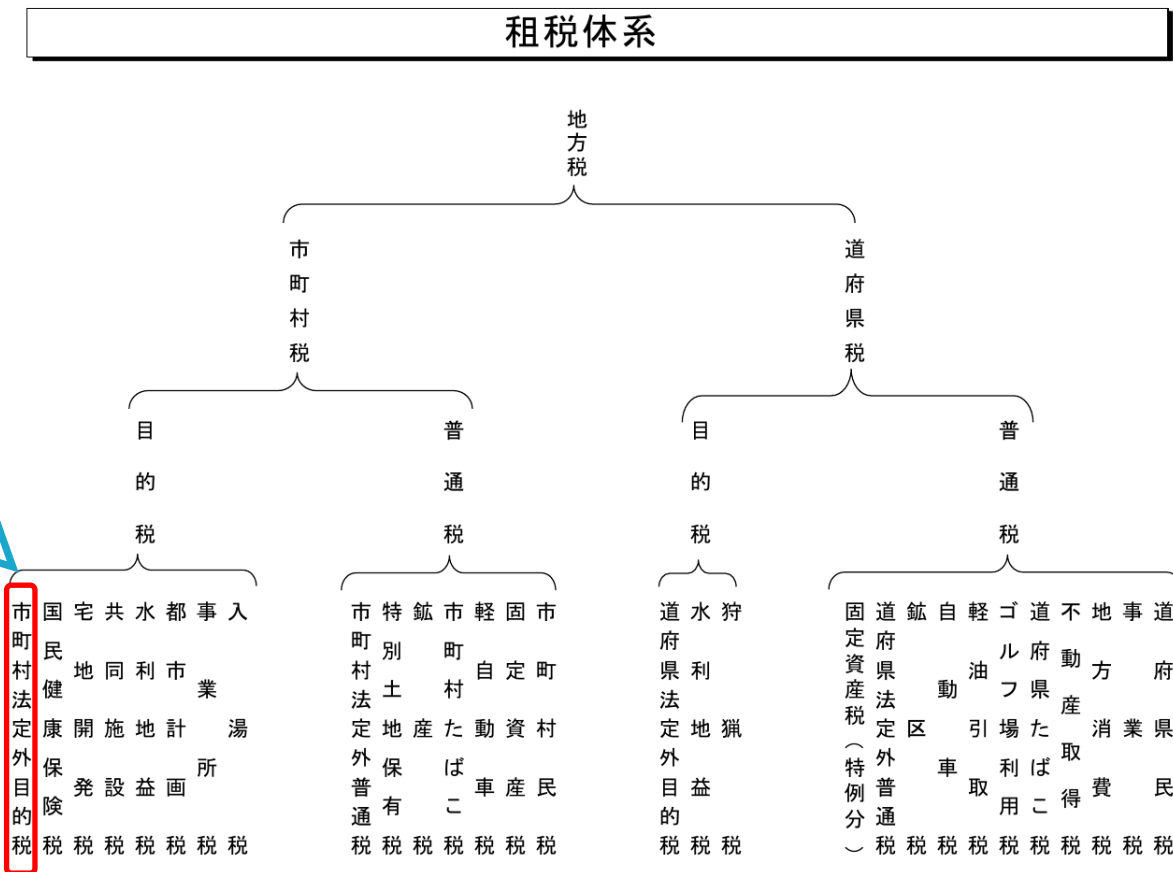
8 法定外目的税について

～地方税の仕組み～

※地方税の仕組み（総務省ホームページから引用）

法定外目的税について

地方自治体が地方税法で定められた税目（法定税）以外に、条例によって新たに設けることができる税で、**その税収の用途を特定の目的に限定するもの。**



8 法定外目的税について

～宿泊税を導入する場合の主な課税要件等～

課税要件	概要	宿泊税における例
課税客体	課税の対象となる行為・財産等のこと	旅館、ホテル等への宿泊行為
納税義務者	税を納める義務を負う者のこと	宿泊者
課税標準	税額を算定するための基礎となる数量又は金額等のこと	宿泊数又は宿泊料金
徴収方法	課税された税を実際に徴収するための方法のこと	特別徴収
特別徴収義務者	納税義務者から税を徴収し、かつ、納入する者のこと	旅館、ホテル等の宿泊施設
税率	課税標準に対してどの程度の税率を課すかを示す割合又は金額のこと	1人1泊につき300円 宿泊料金の3% など
免税点	一定の基準に満たない場合に課税しないこと	宿泊料金が5,000円未満は免除 など
課税免除	公益上その他の事由により課税しないこと	修学旅行生 など
課税を行う期間	制度の施行後、その効果や影響の検証を行う期間のこと	条例施行後5年を目途に見直し など

9 他自治体における宿泊税の状況

～課税客体・課税標準・納税義務者・課税期間～

参考：大津市 人口343,600人 面積464.51km²

自治体	東京都	大阪府	政令指定都市 (京都府) 京都市	中核市 (石川県) 金沢市	(北海道) 倶知安町	(青森県) 弘前市
導入(予定)時期	H14.10.1	H29.1.1	H30.10.1	H31.4.1	R1.11.1	R7.12.1
人口(R7.1.1)	14,002,534人	8,771,961人	1,373,887人	443,123人	17,120人	159,488人
面積	2,199.94km ²	1,905.26km ²	827.83km ²	468.81km ²	261.34km ²	524.20km ²
課税 客体	旅館、ホテルへの宿泊行為 (見直し後) 簡易宿所と民泊施設を追加	・旅館、ホテル、簡易宿所への宿泊行為 ・民泊施設(住宅宿泊事業を営む施設)への宿泊行為 ・特区民泊施設への宿泊行為	・旅館、ホテル、簡易宿所への宿泊行為 ・民泊施設(住宅宿泊事業を営む施設)への宿泊行為	・旅館、ホテル、簡易宿所への宿泊行為 ・民泊施設(住宅宿泊事業を営む施設)への宿泊行為	・旅館、ホテル、簡易宿所への宿泊行為 ・民泊施設(住宅宿泊事業を営む施設)への宿泊行為	・旅館、ホテル、簡易宿所への宿泊行為 ・民泊施設(住宅宿泊事業を営む施設)への宿泊行為
課税 標準	上記施設における宿泊数	上記施設における宿泊数	上記施設における宿泊数	上記施設における宿泊数	上記施設における宿泊料金	上記施設における宿泊数
納税 義務者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者
課税 期間	条例施行後5年を目途に見直し規定あり	条例施行後5年を目途に見直し規定あり	条例施行後5年を目途に見直し規定あり	条例施行後5年を目途に見直し規定あり	条例施行後5年を目途に見直し規定あり	条例施行後5年を目途に見直し規定あり

9 他自治体における宿泊税の状況

～税率等・税収見込・課税免除～

参考：大津市 人口343,600人 面積464.51km²

自治体	政令指定都市		中核市		(北海道) 倶知安町	(青森県) 弘前市
	東京都	大阪府	(京都府) 京都市	(石川県) 金沢市		
導入(予定)時期	H14.10.1	H29.1.1	H30.10.1	H31.4.1	R1.11.1	R7.12.1
人口(R7.1.1)	14,002,534人	8,771,961人	1,373,887人	443,123人	17,120人	159,488人
面積	2,199.94km ²	1,905.26km ²	827.83km ²	468.81km ²	261.34km ²	524.20km ²
税率等	宿泊料金	税率	宿泊料金	税率	宿泊料金	税率
	1万円未満	免除	5千円未満	免除	5千円未満	免除
	1万円以上 1.5万円未満	100円	5千円以上 1.5万円未満	200円	5千円以上 2万円未満	200円
	1.5万円以上	200円	1.5万円以上 2万円未満	400円	2万円以上	500円
	(見直し後)		2万円以上	500円		
	税率					
	1.3万円未満	免除				
	宿泊料金の3%				税率 宿泊料金の3%	
			6千円未満	200円		
			6千円以上 2万円未満	400円		
			2万円以上 5万円未満	1,000円		
			5万円以上 10万円未満	4,000円		
			10万円以上	1万円		
税収見込み	69億円 (R7当初予算)	80億円 (平年度見込額)	126億円 (想定税収額)	8.2億円 (R7当初予算)	5.6億円 (R7当初予算)	1.2億円 (平年度)
免除	なし	・修学旅行等の参加者 (引率者含む) ・保育所等の行事の参加者 (引率者含む)	・修学旅行等の参加者 (引率者含む) ・保育所等の行事の参加者 (引率者含む)	なし	・修学旅行等の参加者 (引率者含む) ・保育所等の行事の参加者 (引率者含む)	・修学旅行等の参加者 (引率者含む) ・保育所等の行事の参加者 (引率者含む)

9 他自治体における宿泊税の状況

～中核市における宿泊税の目的～



自治体	概 要
金沢市	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な 観光の振興 を図る施策に要する費用に充てる
長崎市	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、 観光の振興 を図る施策に要する費用に充てる
函館市	観光資源の魅力の向上および発信、旅行者の受入環境の整備その他の 観光の振興 を図る施策に要する費用に充てる
旭川市	誰もが安心して快適に滞在することができ、国際的にも通用する観光地を目指し、 観光の振興 に関する事業に必要な経費に充てる
松江市	国際文化観光都市としての魅力を高めるとともに、将来にわたって持続可能な 観光地として発展 していくための施策に要する費用に充てる
松本市	松本市の誇りである大いなる自然、文化、芸術及び学びの魅力を高め、市民生活と調和した持続可能な 観光の振興 を図り、次世代へ継承する施策に要する費用に充てる
岐阜市	本市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、多様化する来訪者のニーズの変化に対応しながら地域の 観光産業 を持続的に発展させていくための費用に充てる
宮崎市	観光地としての魅力的なまちづくりを進めるとともに、旅行者の受入環境の充実、観光資源の磨き上げ、国内外への誘客促進その他の 観光振興 施策に要する費用に充てる
盛岡市	観光資源の魅力の向上、国内外の人々の来訪及び交流の促進その他の 観光の振興 を図る施策に要する費用に充てる

※各自治体の宿泊税条例から作成